



女性部 秋の交渉

今年度の重点要求

- 全ての校種で妊娠軽減を。小学校、中学校の体育科では妊娠判明時から全期間、特別支援学校、特別支援学校では妊娠判明時から全期間1日6時間の指導軽減講師を。養護教員においては、妊娠中の勤務軽減を10月までとせず年間を通じて。小学校のプール指導の妊娠軽減講師を時間単位でなく、一日単位にして勤務時間を伸ばし（当該教諭が産休育休に入った時にその講師を配置するという、「見込み加配」の新設を
- 更年期障害休暇を作り、生理休暇と合わせ、取得しやすいように名称を女性休暇に
- 育児短時間勤務が取得しやすいような条件の整備を
- 子の看護休暇を中学校まで拡大を。学校行事休暇の行事内容を限定せず、日数をふやす
- 子どもの看護休暇について、障害のある場合は年齢制限を廃止、また子が不登校、もしくはその傾向がある場合には適用を

多くの方々が交渉に出席、発言してくださいました。また、署名は1750筆あまり（去年の2.5倍です）集まりました。ありがとうございます。

交渉では、アンケートに書かれていたみなさんの声を県に届けました。

育児真っ最中の先生からは、保育園に子どもを連れて行って出勤する時間との闘い、やむを得ず5分程度遅れる度に学校に連絡するつらさ、管理職の返事は「年休とれば」。育児短時間勤務が利用できることなんて少しも説明がない。子育てする大変さを理解し、制度が利用できるようにしてほしいとの訴えがありました。特別支援学校からは妊娠軽減が昨年度前進したことに感謝しつつも、残る3時間で子どもの介助を周りの職員が行うことで身体的負担が大きくなってきていることや知的クラスで一人で指導することの不安などが話されました。自分の妊娠で周りに迷惑をかけていると感じてしまうという声に教育長も「悲しい事態であると思う」と言いましたが、今年度は要求実現の前進はありませんでした。また、軽減を担う講師がなかなか見つからないという切実な状況があります。育児休業手当の充実や育児短時間勤務の取得促進等、まだまだ切実な要求がたくさんあります。今後も引き続き女性教職員の声を集め、安心して働き続ける職場作りのために取り組んでいきます。

今後も、妊娠しても、子どもを育てながらも、介護をしながらも、自分の病気とつきあいながらも、働き続けられる、働きやすい職場を作っていくよう、みんなで手を取りあってがんばっていきましょう。